

令和3年1月15日

保護者の皆様

調布市立国領小学校

校長 内海 美穂

新型コロナウイルス感染症における登校の判断について

日頃より本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、緊急事態宣言が発令されました。学校としては感染防止対策を講じながら教育活動を継続することとなりましたが、これまで以上に慎重な行動が必要になったと言えます。そこで、児童やご家族の方がどのような状況の時に登校を控えていただきたいかをお伝えいたします。

1 児童が出席停止（学校保健安全法に基づく出席停止及び校長が出席をしなくてもよいと認めた日）となる状況

(1) 児童の感染が判明した場合

○出席停止の期間は、治癒する（保健所等の許可が出る）まで

(2) 児童がPCR検査等を受け判定待ちの場合

○陰性の判定が出た時点で出席停止が解除となります。

(3) 児童が濃厚接触者に特定された場合

○出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間です。

○保健所から濃厚接触者に指定された旨の連絡が入るまでに2～3日程度かかるようです。

(4) 児童及び同居の家族に発熱・倦怠感・呼吸困難等がある場合

○出席停止の期間は、解熱後24時間が経過し、症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまでです。

○「発熱等による欠席届」（別添様式7）をご提出いただきます。

(5) 日常的に医療的ケアが必要であったり、基礎疾患等があったりすることで、児童が重症化するリスクが高い場合

○出席停止の期間は、主治医等が登校すべきでないと判断した期間です。

○「基礎疾患等による欠席届」（別添様式6）をご提出いただきます。

(6) 感染の予防上、保護者が児童を出席させるべきではないと判断した場合

○事情をお聞きし判断します。ご相談ください。

(7) 児童及び同居の家族が海外から帰国した場合

- 出席停止の期間は、帰国日から2週間です。
- 「海外からの帰国による欠席届」(別添様式8)をご提出いただきます。

2 念のため登校を控えていただきたい状況(出席停止扱いとなります)

(1) 同居の家族がPCR検査等を受け判定待ちの場合

- 陰性の判定が出た時点で出席停止が解除となります。
- 陽性の判定が出た場合は、児童は濃厚接触者となることが多いです。そのまま出席停止が続きます。→ 1(2)

(2) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合

- ご家族が濃厚接触者に特定されましたら、できるだけ早く学校にご連絡ください。出席停止とします。児童が登校している場合は早退も検討します。

(3) 同居の家族の勤務先や通っている学校・幼稚園・保育園等で感染者が出た場合で、ご家族の方が濃厚接触者となる可能性が高い場合

- 濃厚接触者ではないと分かった時点で登校してかまいません。

3 その他

- 濃厚接触者の指定やPCR検査の結果など、保健所からの連絡について、連絡のある時刻や連絡があるまでにかかる期間が不明です。そのため、学校からのお知らせについて時間を要することがあります。
- 感染者に関する情報は人権上の配慮からお答えできません。ご了承ください。
- この他にご不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。

【参考】濃厚接触者の定義(東京都福祉保健局のHPより抜粋)

「濃厚接触者」とは、患者の感染可能期間内(発症日の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間)に、接触した者の内、次の範囲に該当する人とされています。

1. 患者と同居、あるいは長時間の接触(車内・航空機など)があった人
2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人
4. その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策(マスクなど)なしで15分以上接触があった人(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)